

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第3号

答申番号：令和3年度答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人と請求人の妻（以下「妻」という。）の夫婦関係は、既に破綻していること。

(2) 妻の預貯金を請求人の生活維持のために用いることは、妻が認知症により自身の金銭管理を行うことができないため不可能であり、また、請求人の長男（以下「長男」という。）が仲介するとしても、妻の意に沿わないことが容易に予想されるため不可能であること。

(3) 請求人及び妻は、それぞれ有料老人ホームと特別養護老人ホームに入所していることから、今後、互いに自宅へ帰来する見込みはないこと。

2 処分庁の主張の要旨

請求人及び妻は、婚姻関係にあることから、生活保護法（以下「法」という。）による生活保護（以下「保護」という。）の申請（以下「本件申請」という。）の時点で、生活保持義務関係にあることが明白である。また、本件申請の際に、長男や妻から請求人と妻の夫婦関係が破綻している旨の申告もなかったことから、原処分は適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人及び妻は、本件申請の時点において、年齢や要介護度の状態から、それぞれ別の施設に入所せざるを得ず、自宅で居住を一にすることはできない中、その後も婚姻関係については継続していることが認められる。この点、長男の介護負担の問題が生じるまでは、請求人と妻との間において、同居の解消、婚姻関係を解消するような事実は認められない。また、請求人及び妻の施設入所後も婚姻関係を解消しなかった特段の理由も見当たらない。したがって、請求人と妻は同一世帯に属していると解するのが相当である。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年4月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日、同年7月13日及び同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ（法第4条第1項）、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている（同条第2項）。また、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているが（法第10条）、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる（同条ただし書）。その趣旨は、同一の世帯に属する者は、事実上、生計の面で互いに依存し援助し合う関係にあるのが通常であることから、これを基礎として保護の要否及び程度を決定することを原則としつつ、この世帯単位の原則によって、法の目的である最低生活の保障に欠ける場合や、要保護者の自立を損なうと認められるような場合には、同一世帯ではあるが保護の要否や程度を決定する上で別世帯として扱うことを例外的に認めたものと解される。

そこで本件についてみると、請求人及び妻は、本件申請時点において、年齢や要介護度の状態から、それぞれ異なる施設に入所していたものの、婚姻関係にあったことが認められる。加えて、保護申請時には妻及び長男から処分庁に対して夫婦関係が破綻しているという申告はなかったものであり、本件申請以前においても請求人と妻との間で同居の解消や婚姻関係を解消しようとした具体的な事実を認めることはできない。これらの事情を勘案すると、請求人及び妻は、本件申請時点において同一居住ではない状態が継続していたとしても、夫婦関係の解体が明らかであったとまではいえないというべきであるから、請求人及び妻を同一世帯に属すると認定した処分庁の判断には、特に不合理な点を認めることはできない。

この点、請求人は、夫婦関係は既に破綻しており、妻の預貯金を請求人の生活維持のために用いることはできず、互いに自宅へ帰来する見込みもないなどと主張する。しかし、前記のとおり、夫婦関係の解体が明らかであったとまではいえないのであり、請求人の主張を採用することはできない。

したがって、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子